

ID: 3046

担当部署: 総務課

処分の概要	危害予防規程の変更命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第28条第4項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条の規定による。 (危害予防規程)</p> <p>第28条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき(第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。)も同様とする。</p> <p>2 前項の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、危害予防規程が、第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していないときその他災害の発生の防止に適當でないときと認めるときは、第1項の認可をしてはならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、災害の発生の防止のため必要があるときと認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。</p> <p>5 製造業者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日